

〔博士論文要旨〕

## フランス革命と財産権

——フランス革命期における財産権論と自然権思想——

田 村 理

### 序論——問題の所在

〈1〉 憲法学における財産権に関する歴史認識

憲法学における財産権論は、市民革命期・近代における「神聖不可侵」自然権としての財産権が、資本主義の抱える様々な矛盾を克服すべく公権力による規制を伴う財産権へと発展してきたという歴史認識を大まかな前提として展開されてきた。こうした歴史認識は、もちろん誤りではない。しかし、必ずしも歴史の実証研究に支えられたものではなく、ともすれば過度に単純化されたものとなりがちであったように思われる。そこで、本論文では、フランス革命期における「財産権」(propriété, droit de propriété)概念の含意を、特に自然権思想との関わりに重点をおいて、歴史の実証的に検討することを課題に据えた。

〈2〉 市民革命期の財産権をめぐる学説と問題点

市民革命期の財産権については、次の二つの学説が存在する。第一は、市民革命期の自然権としての財産権を、「自己の労働」に基礎をおき、「労働生産物の処分の自由」を確立しようとする、「市民階級」を担い手とする財産権とみる見解である。この見解は、自然権思想の本質を的確に描き出している反面、現実に存在したブルジョワジーと民衆の対立を見逃してしまうという問題を抱えている。

第二は、自然権としての財産権を正当化する「労働による所有論」のブルジョワ性に着目し、市民革命期の自然権としての財産権は、ブルジョワジーの財産権論であると見る見解である。このような自然権性を重視する財産権論はロック型財産権論とされ、自然権としての財産権を人民の主権と一般意思の表明たる法律に全面的に委ねるルソー型財産権論が民衆的財産権論として対置される。この見解は、フランス革命期のブルジョワジーと民衆の対立を的確に描くことができるが、その対抗関係を

「自然権」対「非自然権」に還元してしまうならば、歴史的事実を説明できなくなるという問題を含んでいる。なぜなら、フランス革命期のブルジョワジーは必ずしも自らが保障を求める財産権の自然権性を強調しておらず、反対に民衆のイデオログは自然権の要求を積極的に行ってきたからである。

そこで、フランス革命期の財産権論について、ブルジョワジーと民衆の対立が存在したという事実、その対立は「自然権」を認めるか否かをめぐるものでは必ずしもなかったという事実を裏証することによって、市民革命期における財産権についての認識を再検討してみたい。

### 第一部 革命前夜の財産をめぐる状況

革命前夜のフランスにおいては、土地所有は、封建制・領主制の枠組みの中にあつた。しかしその中でも地主・小作関係による耕作は全体の六〇%を占め、北部では資本主義の大借地経営もはじまっていた。他方、領主制が相対的に強固に存続していたため、ブルジョワジー・富農は領主制と癒着し、没落した農民は農業から離脱することもできずに零細な小作農にとどまった。また農村共同体的規制は、当時の農業技術上の必要を満たすための制度であると同時に、貧農層に最低限の生活を保障する制度でもあった。しかし、重農主義の影響下に農地個人主義的政策が主張され、一七九一年九月の農事法典(Le Code Rural)に結実する。農民は農村共同体を再建し維持するために関わなければならなかった。

商業は厳しく規制されていた。特に穀物取引は、都市の食糧

供給や民衆暴動の防止のために、生産者に対しても購入者に対しても規制が施されていた。しかし、この点についても重農主義の影響下に穀物取引の自由を確立すべきことが主張された。一七七四年にはテュルゴ(Turgot)が穀物取引の自由化政策を強引に実施するが、失敗する。フランス革命期の国民会議はこの穀物取引の自由を一貫して維持しようとする。民衆は、この点でも議會ブルジョワと闘わなければならなかった。

### 第二部 財産権思想——ロックとルソーの財産権思想

ロックとルソーは、財産権を自然権とするか否かの問題を別にしても、次のように対極的な財産権思想を展開していた。この二つの思想は市民革命期の財産権論の基本的類型として重要である。

#### 〈I〉 ロックの財産権思想

ロックは、第一に、財産権を自己(Person)に対する所有とそこから導かれる労働(Labour)に対する所有で基礎づけた。労働を譲渡不可能な自己と段階的に区別することで、ロックは労働力の譲渡と他人の労働生産物の支配を容認する資本主義的財産権を正当化した。第二に、ロックは自然状態において「貨幣使用の同意」を論じて「腐敗制限」を解除し、財産権の不平等を容認した。第三に、不平等な財産権の現状を、自然法にかなうものとしてだけでなく、実定法によって容認されていることをも根拠に肯定した。第四に、より安定的な財産権の保障のために社会契約が結ばれ、政府が組織されるが、立法権を人民以外の手に委ねることが認められていた。最後に、ロックは設

立された国家に対して財産権の自然権性を主張するよりも、ブルジョワジーの財産権を保障するために定められた法律への服従を説いて、不平等な財産権の現状をそのまま確保しようとしていた。

〈2〉 ルソーの財産権思想

これに対してルソーは、第一に財産権の基礎をロックと同様に労働に求めながらも、そこから譲渡可能な労働(力)を導き出してはいない。第二に、ルソーはロックとは反対に財産権を不平等を生じさせる悪の根源として捉えた。第三に、ルソーは財産権の不平等な現状を自然権に合致するものとして肯定するロック型の思想を批判し、さらにはその不平等な現状を肯定し固定化している社会・法律を厳しく批判した。第四に、ルソーは、こうした不平等な財産権の現状を克服するために、自然権を全部譲渡し、一般意思の表明としての法律に委ねることで、平等を実現しようとする。第五に、一般意思の形成には全人民が参加しなければならぬとして、人民主権が主張された。最後に、このようなルソーの財産権では、ロックとは反対に、労働力の譲渡や他人の労働生産物の支配へと展開する可能性は閉ざされ、不平等な財産権の現状は徹底的に否定されていた。

第三部 一七八九年宣言と財産権——「神聖不可侵」の財産権

一七八九年権利宣言第二条および第一七条に集約される、革命初期における議会ブルジョワの財産権論はおよそ次のような特徴をもっていた。

〈1〉 八九年宣言における財産権の特徴

革命初期の議会ブルジョワは、封建的権利の有償廃止(一七八九年八月四日デクレ、一七八九年八月六—一日デクレ、一七九〇年三月一五日デクレ)をはじめ既存財産秩序を実質的に維持しつつ、将来の資本主義に適合する財産権を築こうとした。それによって一定の矛盾を抱えつつも、自己(personne)に対する所有とそこから生じる労働(travail)によって財産権は正当化された。

この理論によって、労働生産物や土地だけでなく、特許や著作などの無体財産も財産権の内容としてとりこまれた。譲渡不可能な自己と段階的に区別された労働(力)それ自体も一つの財産権の対象に数えられた。また債権も財産権の対象に入られていた。これらの財産の排他的な使用・収益・処分が財産権と考えられた。財産権の対象は広範であり、すでに「所有権」の語では足りず、今日の憲法学が対象と考えるものをほぼすべて含んだ「財産権」であったといえる。

この段階では財産権の制限はほとんど認められず、他人の同様の権利を害し得ないという一般的な限界と、公的必要がある場合の事前の正当な補償を条件とした財産権の制限が規定されるのみであった。

〈2〉 財産権の自然権性と立法中心主義

「神聖不可侵」の財産権 (la propriété, les propriétés) を定める八九年宣言第一七条は、自然権としての財産権を定めた典型的な規定として理解されてきた。また第二条でも社会的結合の目的である自然権の一つとして所有 (la propriété) を掲げ

ていたことも周知の事実である。しかし、一方で八九年宣言は立法中心主義 (Legicentrisme) と呼ばれるような、法律重視の態度を色濃く示している (特に第四〜六条)。

議会は、自然権を論ずることでその前国家性・対国家性を立法権に対して主張するよりも、目的・手段の關係として自然権と法律を位置づけ、矛盾対立するものとは考えなかった。したがって、目的をいかなる内容を持つものとするかによって、それを保障するにふさわしい手段も決定される。

議会は、既存財産秩序を実質的に維持する内容を自然権としての財産権に与えていたので、それを保障する法律は、たとえ旧制下のものであっても否定せず、新たな法律の制定にかかわる市民を一定の財産所有者に限定しようとした。こうした既存財産秩序維持のための法律重視は、「一般意思の表明としての法律」というルソーの言説によって語られたとしても、決してルソーの思想と同一ではなかった。

#### 第四部 民衆と財産権——「生存の権利」の実現と財産権——

穀物取引の規制による食糧の確保や生存に必要な生産物をえるための土地を求める民衆 (都市民衆と農民) の要求は、革命の経験の中で財産権 (Propriete) の語で語られるようになり、民衆のイデオログによって体系化された。

##### 〈1〉 民衆の財産権の特徴

民衆のイデオログの財産権論では、万人の「生存の権利」の実現が何よりも重視された。ジャン・ヴァルレ (Jean

Vauvelle) の権利宣言第一八条は「万人が主張し要求する権利をもつ第一の最も神聖な財産は、彼らに生存のための第一の手段を十分に保障するものである」と定め、ジャック・ルー (Jacques Roux) は人の生命 (≡生存) は最も神聖な所有の一つであると主張し、ピエール・ドリヴィエ (Pierre Dolivet) は「飢えない権利」を「神聖不可侵の財産権」に対置した。

この「生存の権利」のための財産権は、自己に対する所有の行使である自己の労働によって獲得することが基本とされた。しかし、ブルジョワジーとは異なって、労働力の譲渡は原則として否定されていた。また土地所有についても、「生存の権利」の実現の観点から、純粋な土地所有権に限らずとも、生存に必要な生産物を得るために土地の用益権が与えられるべきだと主張された。

また民衆は、自らの求める財産権の実現のために既存の大財産を全面的に制限することが必要だと主張する。九三年九月一日のサン＝キュロット・セクシヨンの国民議会あて請願 (Adresse) は、「肉体的必要の範囲」でしか財産権を認めないとした。そしてドリヴィエが「法律はある人から奪い取ることなしにある人に付け足しをすることはできない」と述べたとおり、万人に「肉体的必要の範囲」の財産権の保障するためには、それ以上の財産を持つ者がいてはならないと考えた。

##### 〈2〉 財産権の自然権性と法律

ところで、こうした民衆の財産権論は、既存財産権の全面的規制を求めたとしても、必ずしも財産権の自然権性への批判を含んでいないし、法律に対する無条件の信頼も与えていない。

ドヴィエは既存の土地所有権を「法律の恩恵」にすぎないと批判した。九三年四月のバリ県の請願は、法律は土地の産物を有益に用いることを認めるものでなければならぬと批判した。その上で、抑圧的な法律によって正当化された既存大財産に対して、あるべき財産権のあり方が「自然権」として対置され、それを確保するための法律が主張されているのである。

ジャック・ルーは買占人たちが「栄養をとるために必要なパン」を得るといふ労働者の「最も神聖な自然権」、生命(「生存」といふ「所有のうちで最も神聖なもの」を侵害していることを批判して、買占人らの死刑と食糧の取引規制を主張した。ドヴィエは「各人が自然から受け取った不可譲の権利の純粹かつ単純な享受」である「正義」を実現するために、自然状態での土地(「大共同地」)に対する万人の権利(「自然権」)を社会によって再現することを主張した。

またドリヴィエは自然状態と社会状態の峻別を主張し、明確な全部譲渡論を採用していたが、社会状態で保障される市民的自由が社会契約の本来の目的である自然的自由のままなる自由の保障に到達していないときには、人は自然的自由を行使できるとしていた。自然的自由は社会で保障されるべき市民的自由の最低限の基準として有効であり、それへの回帰が認められていた。

### 第五部 一七九三年宣言と財産権——民衆的財産権論への接近——

一七九二年八月一〇日以降、議会ブルジョワは内外の危機に

対応する必要に迫られて、民衆に大きく譲歩して民衆の財産権論にぎりぎりまで接近したが、なおそれとは一線を画する財産権論を展開した。

#### 〈1〉 九三年宣言における財産権の特徴

議会ブルジョワは生存の権利(「自然権の保障」といふ民衆の主張を一定程度受け入れた。民衆と同様の「生存は第一の所有である」というテーゼは何人も否定できない原理であるとされた。そのために、議会はいくつかの土地分配政策を採用し、農民の生存のための耕作労働を根拠とした封建的諸税廃止要求を全面的に受け入れた(一七九三年七月一七日法)。また最高価格法(一七九三年五月四日法、一七九三年九月二九日法)を制定して、取引の自由の原則に対する「修正」を容認した。

しかし生存の権利とその他の財産権の保障のあり方は、民衆のそれと同一ではなかった。民衆とは異なって、議会ブルジョワは万人の生存が保障されれば、特定の人がどれだけ財産を蓄積してもかまわないと考えた。したがって既存財産権の制限は全面的である必要はなかった。そして議会ブルジョワは万人の生存の権利の保障を「公の必要」と考え、それを実現する財産権の制限を公用収用と補償の理論で説明して、あくまでも例外的な措置と位置づけた。

#### 〈2〉 財産権の自然権性と法律の役割

九三年宣言第一六条は、財産権を「市民の権利」とし、第一八条は財産収用の要件として「公の必要」の「明白」性を加えず、法律が認定し得る「公の必要」の範囲を広く残していた。既存財産権を規制する法律の役割がより重視されていたと言え

るが、それは法律による規制によって保障される財産権の自然権性を否定するものではない。生存Ⅱ所有Ⅱ自然権の保障のために、その実現の障害となつてゐる大財産に一定の制限を課すべきことを認めたのである。ここでも自然権に対して法律を対置するよりも、自然権Ⅱ目的・法律Ⅱ手段の關係が重視されてゐる。

#### 第六部 一七九五年宣言と財産権——「社会秩序」

の基礎としての財産権の確立へ——

テルミドールの反動によってロベスピエールを排除した国民公会は、急速に保守化する。封建制の復活こそなされなかつたが、国有財産の売却は民衆の購入が到底不可能な方式で行われ、共同地分割法は「農地均分法」であるとして執行停止が決定された。総最高価格法は眞っ先に廃止されて、取引の自由が原則としては復活した。

この時期の九五年宣言を中心とする議会ブルジョワの財産権論では、九三年と異なり、「生存の権利」とそのための財産権の保障という観点は著しく後退した。したがつて「生存の権利」を実現するための大財産の制限の主張もほとんどみられなくなつた。

「自然権」には強い警戒が示された。これは「自然権」が民衆の「生存の権利」と財産権論の大きな武器だつたからである。自然状態は「非財産所有者が統治する」(ボワシー・ダングラ演説) 否定すべきものであり、民衆の自然権Ⅱ生存の権利の要求を安易に認めることはアナキーとして批判された。九

五年の議会ブルジョワは、これに対して「社会秩序」(ボワシー・ダングラ演説および義務の宣言第八条)を対置した。彼らにとつて「社会秩序」とは、自然権を根拠とする民衆の財産権の保障とそのためのものである。既存財産権制限の要求を排除し、既存財産権を安定的に保障するための有産者の統治であつた。

#### 結論——二つの自然権的財産権論——

① 二つの自然権的財産権論

a 財産権の正当化と制限のあり方

以上のとおり、フランス革命期には議会に代表されるブルジョワと民衆から二つの異なる財産権が主張されていた。ブルジョワは自己に対する所有と労働に対する所有を区別することで、労働力の譲渡と他者の労働生産物の支配を容認したのに対して、民衆は自己と労働の分離を原則として認めなかつた。土地所有についても、民衆は先占や悪しき法律によって正当化される既存土地所有を認めず、自己の耕作労働Ⅱ利用を根拠にして生存に必要な生産物を得るための土地所有を主張した。また、財産権の制限のあり方についても、ブルジョワは最も民衆に接近した九三年においても万人の生存の権利の実現Ⅱ「公の必要」の理論を用いることによつて制限を例外的なものとしたのに対して、民衆は「肉体的必要の範囲」の財産権を万人に保障するためには、それ以上の財産をもつ者が存在してはならないと考えて、全面的な制限を主張した。

b 自然権としての財産権と法律の内容

自然権としての財産権と社会・国家・法律についても、ブル

ジ・ワジーと民衆はそこに正反対の「内容」を与えようとした。ブルジョワジーは自然権としての財産権が、不平等な財産権へと発展する性格を重視した。そして不平等な既存財産権を事後的に自然権に適合するものとして説明しようとした。法律についても自らの望む財産権を保障する内容のものである限りはそれを重視し、「法律でも認められている」として自らの財産権の正当性の根拠として主張した。

これに対して民衆は、自らの生存をも脅かす既存の財産権を批判しなければならなかった。そして、民衆の批判の原理は、不平等な財産権へと発展する前の自然権としての財産権であった。既存の財産秩序を維持しようとする法律に対して自然権としての財産権を対置しなければならなかったのは、むしろ民衆であった。その上で、民衆はあるべき自然権としての財産権と合致しない既存財産権を全面的に制限して、それを実現するための社会契約と法律を主張した。

#### 〈2〉 自然権的財産権Ⅱ「市民階級」の財産権論の問題点

このようにまったく異なる内容の二つの財産権が主張されたことからわかるとおり、フランス革命期にはすでに形成途上のブルジョワジーと民衆の対立が存在していた。そして、「自己の労働」に基礎をおき、「労働生産物の処分の自由」を確立しようとする「市民階級」を担い手とした財産権は存在しなかった。ブルジョワジーはすでに他人の労働生産物の支配を認めたいし、民衆は「労働生産物の処分の自由」を否定して、共同的な規制によって実現されるべき財産権を主張していたのである。

〈3〉 自然権的財産権Ⅲブルジョワジーの財産権論の問題点  
しかし、ブルジョワジーと民衆の対立は、必ずしも財産権を自然権とみなすか否かをめぐる対立ではなかった。目的Ⅱ自然権としての財産権と手段Ⅱ法律に異なる内容を与えようとすることによって、対立が生じたにもかかわらず、両者ともに自然権を保障するために社会契約を結び、法律を定めるという目的・手段の関係を強調していた。

従来の見解は、革命前を自然状態、革命を社会契約、革命後を社会状態と考えていたように思われる。しかし実際は、ブルジョワジーも民衆も既存財産権は法律によって保障されたものと考えた。ブルジョワジーは「だから不可侵だ」と主張したのに対して、民衆はその法律は自然権に反する財産権を保障している」と主張したのである。

また、自然権としての財産権は、社会・国家・法律と対立的二者択一の関係にあるものとは理解されていない。財産権の自然権性の重視と社会・国家・法律の重視は実は異なる次元の問題であり、ブルジョワジーと民衆は各々が異なる目的のために異なる手段を選んだが、両者とも自然権も社会・国家・法律も重視したと言えるのではない。

#### 〈4〉 自然権的財産権論の役割と限界——今後の課題

ブルジョワジーと民衆は対立する財産権を主張しながらも、自然権とそれを保障するための社会契約という自然権思想の枠組みを共有していた。また自然権思想は自己・労働に基礎をおく独立小生産者の財産権を出発点としつつ、不平等な財産の蓄積を「自然」なものとして容認する理論を含んでいた。ブル

ジ・ワジーは後者の側面を重視してそれを保障する国家・法律を主張したのに対し、民衆は前者の側面を実現するために後者を制限する社会・国家・法律を主張した。それにもかかわらず、ブルジョワジーも民衆も独立小生産者の財産権を出発点とし、理想として共有していたために、自然権思想は両階層を結合させる理論となった。

しかし独立小生産者の自然権としての財産権の理想は、ブルジョワジーにとっては資本主義の全面的な展開に対するブレーキとなり、民衆にとってはブルジョワジーに対抗するための十分な武器とはなりえなかつた。産業革命後のフランスでは自然権思想は後退し、法律によって保障される公的自由 (*libertés publiques*) がそれにとつてかわる。またやがて登場するマルクスは自然権概念との中核である財産権のブルジョワ性を徹底的に批判し、私的財産権を否定する社会主義の理論を構築する。こうした近代にいたる財産権論のその後の行方を、フランス革命を支配した独立小生産的な自然権としての財産権の理想の位置づけに注目しながら検討することを今後の課題とする。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目 フランス革命と財産権

——フランス革命期における財産権論と自然権思想——

論文審査委員 杉原泰雄

原田尚彦

浦田一郎

(一) 申請者田村理氏は、昨年度末に提出した博士課程単位修得論文について高い評価をえた。その後、日本学術振興会の特別研究員となつて、同論文につき指摘された若干の問題点等をさらに検討し、本論文を提出した。それは、二百字詰原稿用紙二千五百枚に達する大部のもので、以下のような構成をとつてゐる。

序論 問題の所在

I 問題状況と歴史的研究の意義

II 学説の批判的検討と問題提起

III フランス革命の全体像

IV 論文の構成

第一部 革命前後の財産をめぐる状況

第一章 土地・農業

第二章 穀物取引の規則——食糧供給政策と商業政策



第三章 絶対王政とフランス革命

第二章 財産権思想

第一章 ロックの財産権思想

第二章 ルソーの財産権思想

第三章 一七八九年宣言と財産権——「神聖不可侵」の財産権——

第一章 一七八九年宣言の成立

第二章 財産に関する諸立法

第三章 一七八九年における財産権の構造

第四章 「不可侵の財産権」の可能性——第四部・第五部への見通し——クールナン『財産権あるいは

貧困の原因について』を中心に——

第四部 民衆と財産権——「生存の権利」の実現と財産権

第一章 民衆の行動と要求

第二章 民衆のイデオロギー

第三章 民衆の財産権の構造

第五部 一七九三年宣言と財産権——民衆的財産権論への接近——

第一章 一七九三年宣言の成立

第二章 財産に関する諸立法

第三章 一七九三年宣言における財産権の構造

第四章 革命政府とテルミドールの反動——第六部への見通し——

第六部 一七九五年宣言と財産権——「社会秩序」の基礎としての財産権の確立へ——

第一章 一七九五年宣言の成立

第二章 財産に関する諸立法

第三章 一七九五年宣言における財産権の構造

第四章 フランス革命の終焉

結論 二つの自然権的財産権論——まとめと課題

一 二つの自然的財産権論——ブルジョワジーの財産権と民衆の財産権——

二 自然権思想と独立小所有の理想

(一) 本論文の要旨は、以下のようである。

「序論」では、財産権をめぐる憲法学界での問題状況を概観し、問題を提起するとともに、本論文の基礎となるフランス革命の基本構造を提示する。まず、そのIでは、憲法学界における財産権の研究が歴史的事証的研究を欠いている事実をふまえて、本論文でフランス革命期における「財産権」(propriété, droit de propriété)の実証的研究をする旨を宣明する。そのIIでは、まず市民革命期の財産権にかんする二つの主要な学説を紹介する。第一は、市民革命期の自然権としての財産権を「自己の労働」に基礎をおき、「市民階級」を担い手とすると説くものである。第二は、「労働による所有」論によって正当化され、自然権性を重視する市民革命期の財産権論(ロック型財産権論)を当時のブルジョワジーのものとみなし、自然権性を否定する民衆的財産権論(ルソー型財産権論)に対置す

結論 二つの自然権的財産権論——まとめと課題

一 二つの自然的財産権論——ブルジョワジーの財産権と民衆の財産権——

二 自然権思想と独立小所有の理想

(一) 本論文の要旨は、以下のようである。

「序論」では、財産権をめぐる憲法学界での問題状況を概観し、問題を提起するとともに、本論文の基礎となるフランス革命の基本構造を提示する。まず、そのIでは、憲法学界における財産権の研究が歴史的事証的研究を欠いている事実をふまえて、本論文でフランス革命期における「財産権」(propriété, droit de propriété)の実証的研究をする旨を宣明する。そのIIでは、まず市民革命期の財産権にかんする二つの主要な学説を紹介する。第一は、市民革命期の自然権としての財産権を「自己の労働」に基礎をおき、「市民階級」を担い手とすると説くものである。第二は、「労働による所有」論によって正当化され、自然権性を重視する市民革命期の財産権論(ロック型財産権論)を当時のブルジョワジーのものとみなし、自然権性を否定する民衆的財産権論(ルソー型財産権論)に対置す

結論 二つの自然権的財産権論——まとめと課題

一 二つの自然的財産権論——ブルジョワジーの財産権と民衆の財産権——

二 自然権思想と独立小所有の理想

(一) 本論文の要旨は、以下のようである。

「序論」では、財産権をめぐる憲法学界での問題状況を概観し、問題を提起するとともに、本論文の基礎となるフランス革命の基本構造を提示する。まず、そのIでは、憲法学界における財産権の研究が歴史的事証的研究を欠いている事実をふまえて、本論文でフランス革命期における「財産権」(propriété, droit de propriété)の実証的研究をする旨を宣明する。そのIIでは、まず市民革命期の財産権にかんする二つの主要な学説を紹介する。第一は、市民革命期の自然権としての財産権を「自己の労働」に基礎をおき、「市民階級」を担い手とすると説くものである。第二は、「労働による所有」論によって正当化され、自然権性を重視する市民革命期の財産権論(ロック型財産権論)を当時のブルジョワジーのものとみなし、自然権性を否定する民衆的財産権論(ルソー型財産権論)に対置す

結論 二つの自然権的財産権論——まとめと課題

一 二つの自然的財産権論——ブルジョワジーの財産権と民衆の財産権——

二 自然権思想と独立小所有の理想

(一) 本論文の要旨は、以下のようである。

「序論」では、財産権をめぐる憲法学界での問題状況を概観し、問題を提起するとともに、本論文の基礎となるフランス革命の基本構造を提示する。まず、そのIでは、憲法学界における財産権の研究が歴史的事証的研究を欠いている事実をふまえて、本論文でフランス革命期における「財産権」(propriété, droit de propriété)の実証的研究をする旨を宣明する。そのIIでは、まず市民革命期の財産権にかんする二つの主要な学説を紹介する。第一は、市民革命期の自然権としての財産権を「自己の労働」に基礎をおき、「市民階級」を担い手とすると説くものである。第二は、「労働による所有」論によって正当化され、自然権性を重視する市民革命期の財産権論(ロック型財産権論)を当時のブルジョワジーのものとみなし、自然権性を否定する民衆的財産権論(ルソー型財産権論)に対置す

結論 二つの自然権的財産権論——まとめと課題

一 二つの自然的財産権論——ブルジョワジーの財産権と民衆の財産権——

二 自然権思想と独立小所有の理想

(一) 本論文の要旨は、以下のようである。

「序論」では、財産権をめぐる憲法学界での問題状況を概観し、問題を提起するとともに、本論文の基礎となるフランス革命の基本構造を提示する。まず、そのIでは、憲法学界における財産権の研究が歴史的事証的研究を欠いている事実をふまえて、本論文でフランス革命期における「財産権」(propriété, droit de propriété)の実証的研究をする旨を宣明する。そのIIでは、まず市民革命期の財産権にかんする二つの主要な学説を紹介する。第一は、市民革命期の自然権としての財産権を「自己の労働」に基礎をおき、「市民階級」を担い手とすると説くものである。第二は、「労働による所有」論によって正当化され、自然権性を重視する市民革命期の財産権論(ロック型財産権論)を当時のブルジョワジーのものとみなし、自然権性を否定する民衆的財産権論(ルソー型財産権論)に対置す

結論 二つの自然権的財産権論——まとめと課題

一 二つの自然的財産権論——ブルジョワジーの財産権と民衆の財産権——

二 自然権思想と独立小所有の理想

るものである。そのⅢでは、フランス革命の構造について、高橋幸八郎史学、それに依拠する樋口陽一説、さらには「修正派」の見解では、フランス革命の政治過程や憲法の基本問題を合理的に説明できないとして、「主流派」の「複合革命論」によるべきだとする。

第一部では、アンシアン・レジーム末期の財産をめぐる状況を概観する。その第一章では、土地・農業問題について、半封建的土地所有の展開、ブルジョワ地主の出現、農村共同体と農地個人主義政策の対立等を確認する。その第二章では、商業をめぐる状況を（とくに穀物取引の自由の樹立を求める動きを）、食糧の確保を求める民衆の動きとの対抗の中で検討する。その第三章では、これらの状況を絶対王政との関係で検討している。第二部では、市民革命期の代表的な財産権論として、ロックとルソーのそれを検討する。この二つは当時の財産権論の二つの対立的な基本類型としての重要性をもっているとする。

その第一章では、ロックを検討し、その財産権論の特徴を以下のように析出する。(1)「労働による所有」論によって、労働力の譲渡と他人の労働生産物の支配を認める資本主義的財産権が正当化される。(2)「貨幣使用の同意」によって、無益な減失の禁止（「腐敗制限」）が解除され、財産の無限の蓄積・財産の不平等が認められる。(3)不平等な財産の現状が自然法のみならず実定法によっても正当化される。(4)身分・財産による制限選挙によって立法権を人民以外の手に委ねることが肯定される。

(5)そのような財産権を保障する法律への服従がとかれる。その第二章では、ルソーの財産権論の特徴を以下のように検

討する。(1)労働力の譲渡を否定する。(2)財産の不平等は「悪の根源」として否定される。(3)不平等な財産状況を自然権の名において肯定するロックを批判し、かつ現状を肯定する社会・法律も批判する。(4)そのような不平等状態を克服するために、自然権の全部譲渡を主張し、一般意思の表明としての法律を重視する。(5)一般意思の形成については、人民主権を原理とする。第三部では、一七八九年人権宣言の第二条と第一七条に集約される、革命初期における議会ブルジョワの財産権論を検討する。

その第一章では、一七八九年人権宣言の成立、同宣言の一七九一年憲法への編入と同憲法の成立の過程を、財産権に関する条項を中心に実証的に検討する。その第二章では、一七八九年から一七九一年にかけて、国民議会で制定された財産にかんする諸立法を検討し、封建地代の有償廃止の意義、教会財産の売却における小財産所有者の創出の軽視、農村共同体的規制の排除、財産権の対象としての無体財産や債権などの登場を析出する。

その第三章では、国民議会による革命期の財産権の構造を要約し、議会ブルジョワが、封建時代の有償廃止をはじめとして既存の財産秩序を実質的に維持しつつ、資本主義に適合的な財産権概念を築こうとしていたとする。「労働による所有」論によって、労働生産物や土地のみならず、特許や著作などの無体財産、労働力、債権なども財産権の対象とされ、*proprete*は、「所有権」を超え、現代憲法学の「財産権」に相当しうるものであったとする。そして、それに対する制約としては、いわゆる

る内在的制約と公用収用が規定されているのみであったとする。第四部では、民衆の財産権論を検討する。

その第一章では、民衆運動を具体的に検討し、その中で民衆の財産権論が登場してくることを明らかにする。その第二章では、民衆の要求を体系的な財産権論として展開したジャック・ルーとピエール・ドリヴィエを検討する。両者とも、自然権思想に依拠して、「生存の権利」の確保のために既存の財産権を厳しく規制すべきことを説いていた。

その第三章では、民衆の財産権の構造を以下のように要約する。(1)そこでは、「生存の権利」の実現がとくに重視されていた。(2)そのための財産は、自己労働によって獲得すべきものとされ、労働力の譲渡は原則として否定されていた。(3)土地所有についてもその観点からそのあり方が論じられていた。(4)そこでは、あるべき財産権が自然権として肯定され、法律も無条件で信頼されてはいなかった。

第五部では、革命中期における議会の財産権論を検討する。内外の危機に押されて議会ブルジョワは、民衆に大きく譲歩しているが、なお、民衆と一線を画した財産権論を維持していたとする。

その第一章では、一七九三年人権宣言の成立過程を、財産権条項を中心に検討し、その第二章では、亡命者財産の没収と売却、共同地の分割、総最高価格法など財産関連立法とその運用を検討する。

その第三章では、以上の検討をふまえて、この時期の議会の財産権論を要約する。(1)議会は「生存の権利」「自然権」の保障

を求める民衆の主張に若干の譲歩をしつつも、生存の権利とその他の財産権の保障のあり方は、民衆の場合も異なっていた。議会は、万人の生存が保障されれば、財産の不平等は肯定すべきものとしていた。万人の生存のための財産権の制限は、公用収用と補償で対処すべき例外的な措置としていた。(2)そこでは、財産権の自然権性はなお肯定されていた。

第六部では、テルミドールの反動以降における議会の財産権論を検討する。その第一章では、財産権に関連する現象を中心に、一七九三年体制を否定する一七九五年人権宣言の成立過程を検討し、その第二章では、この時期の議会が制定した財産権関連立法を検討し、国有財産売却方法の変更、共同地分割法の執行停止、総最高価格法の廃止などに及ぶ。

その第三章では、以上の検討をふまえて、(1)「生存の権利」とそのための財産権の保障という観点が大きく後退し、「生存の権利」を実現するために財産権を制限するという主張もほとんどみられなくなったこと、(2)既存の財産権の安定的保障のために「自然権」に対して強い警戒が示されるに至ったこと、を指摘する。

「結論」では、本論文の全体を要約し、今後の課題を提示する。

その一では、二つの自然権的財産権論が存在したとする。ブルジョワジーと民衆のものであるが、両者の相違は、以下のようであったとする。(1)ブルジョワジーは、自己に対する所有と労働に対する所有を区別し、労働力の譲渡と他人の労働生産物の支配を認めていたが、民衆は自己と労働の分離を原則として

認めなかった。(2)ブルジョワジーは、財産権に対する制限をつねに例外的なものとしていたが、民衆は万人の生存のために過大な財産についての全面的な制限を主張していた。(3)両者とも自然権としての財産権を主張していたが、ブルジョワジーは不平等な財産を擁護するためにそれを用い、民衆は既存の財産権を批判すべくあるべき自然権としての財産権を主張していた。

また、「自己の労働」に基礎をおき、「労働生産物の処分の自由」を確立しようとする「市民階級」の財産権論は、現実には存在しなかったとする。ブルジョワジーは、他人の労働生産物の支配を認めており、民衆は「労働生産物の処分の自由」を否定していた。

さらに、ブルジョワジーと民衆の対立が、必ずしも財産権を自然権とみなすか否かの対立ではなく、目的としての自然権たる財産権と手段としての国家・法律にいかなる内容を与えるかによって生じた対立であった旨を強調する。

その二では、ブルジョワジーと民衆が、相異なる内容の財産権を主張しつつも、ともに自然権思想の枠組みを共有していたこと、自然権思想は「労働による所有」という小生産者のな財産権論を出発点としつつも、不平等な財産の蓄積を容認する側面をもっており、民衆がその前者の側面を、ブルジョワジーがその後者の側面を重視していたこと、および両者とも独立小生産者のな財産権を出発点としていたので、自然権論が両者を結合させる理論となっていたこと、を指摘する。そして、その出発点の故に、それは、ブルジョワジーにとっては資本主義を展開するうえでブレイキとなり、民衆にとってはブルジョワジー

に対抗する十分な武器になりえなかったとする。

フランス革命後、自然権思想は後退するが、財産権の保障制度とその批判論が具体的にどのよう展開するかを、フランス革命期における独立小生産者のな自然権的財産権論との関係で検討することが次の課題だとする。

(二) 以上が本論文の要旨である。本論文は、実証性を重視しかつ憲法学と歴史学をはじめとする社会諸科学の成果を総合的に活用するその方法とそれを遂行する着実な研究態度の故に、近代市民革命期における財産権の憲法科学的研究としては、日本における従来の研究水準を超えるものとなっている。日本の憲法学は、若干の研究を別として、この点についての実証的研究を怠ってきたが、本研究は、その意味で日本の憲法学の空白を大きく補うものであり、財産権にかんする憲法科学的研究の礎石を据えるものともいえるであろう。

(1) 本論文の構成と記述および論文の末尾に付されている主要文献一覧と本文の注記等からも理解されるように、必要な第一次および第二次資料が的確に収集・利用されており、信頼性と密度の高い論文となっている。

(2) この種の研究においては、なによりも、憲法学と歴史学をはじめとする社会諸科学の研究成果の総合的活用が論文の水準を決定する。本論文は、この点においても成功している。歴史学等の成果をふまえて当時の財産権をめぐる憲法現象の解明につとめ、その憲法現象の認識をふまえて歴史学等の成果に問いかける手法は、本論文の水準を高めるとともに、本論文に憲法学を超える影響力を与えている。

(3) 日本においてはこの分野の研究は、実証的研究を媒介とせず、特定の革命構造論を前提とすることによって、そこから演繹的に当時の財産権論を導き出す傾向にさえあった。また、ブルジョワジーの財産権論を自然権的とし、民衆のそれを実定法的とする議論にも、ルソーの理論を無条件で民衆の理論とする実証性を欠く即断があった。これらの点にかんする申請者の問題提起は、憲法科学のあり方に一石を投ずるだけでなく、フランス革命の構造論についても再検討をせまるものといえる。

本論文は、このようにして、日本における従来の研究水準を越え、田中正司氏や浦田一郎氏の研究とともに、財産権の憲法科学的研究の礎石を据えるものといえる。しかし、問題がないわけではない。たとえば、ルソー的な人権論について、民衆との相違を指摘しつつも、その民衆においてその人権論と主権論

(人民主権論) がどのような関係にあるものとされていたかは、十分に論じられていない。また、革命の初期・中期・末期と分けてブルジョワジーの財産権論と、その制約論を検討しつつも、フランス革命の中で最終的に樹立された「公の必要」という財産権の制約概念がどのようなものであったかはなお十分に解明されているとは思われない。

これらの点は、いずれも無視しえない問題ではあっても、本論文の研究の成果とそれをもたらした研究の方法をけがすものではないし、申請者自身が容易に補正しうるものとも思う。

審査員一同は、上記のような論文の評価と口述試験の結果に  
もとづき、申請者に一橋大学博士(法学)の学位を授与するの  
が適当と判断する。

一九九四年二月九日